SWCC GROUP

Creating for the Future

■ 現在新型コロナウイルスによる感染症が流行しておりますので、ご出席の際はご自身の体調をご確認の上感染防止にご配慮賜りますようお願い申しあげます。体調が優れない場合は書面または電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はご遠慮ください。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますのでご協力賜りますようお願い申しあげます。

■ 本年は、株主総会へご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

■ ご来場いただけない株主様も株主総会当日の様子をご視聴いただけるようインターネットを用いてライブ配信を実施いたします。
ライブ配信についての詳細は、後記３頁記載の「インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照ください。

■ ライブ配信により株主総会をご視聴いただく場合、会社法上の出席とならないことから、株主総会当日にご質問や議決権を行使いただけません。後記５頁に記載の「議決権行使のご案内」に従って、事前に議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

第125期定時株主総会
招集ご通知

2021年６月25日（金曜日）午前10時

神奈川県川崎市川崎区日進町１番地
川崎日航ホテル 11階 橘の間

会場についての詳細は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目　次

第125期定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類
　第1号議案　剰余金の処分の件 …… 9
　第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 … 10
　第3号議案　監査等委員である取締役２名選任の件 …… 14
添付書類
　事業報告 …… 23
　連結計算書類 …… 53
　計算書類 …… 56
　監査報告 …… 59

昭和電線ホールディングス株式会社
（証券コード：5805）

株 主 各 位

証券コード 5805
2021年６月４日

川崎市川崎区日進町１番14号
昭和電線ホールディングス株式会社
代表取締役社長　長谷川　隆代

第125期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第125期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、現在新型コロナウイルスによる感染症が流行しておりますので、ご出席の際はご自身の体調をご確認の上感染防止にご配慮賜りますようお願い申しあげます。体調が優れない場合は**書面または電磁的方法（インターネット等）**により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はご遠慮ください。また、インターネットを用いたライブ配信を実施いたしますので、そちらの活用も併せてご検討ください。

ライブ配信により株主総会をご視聴いただく場合、会社法上の出席とならないことから、株主総会当日にご質問や議決権を行使いただけませんので、書面または電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

その他、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますのでご協力賜りますようお願い申しあげます。

書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使される場合は、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、後記５頁に記載の「議決権行使のご案内」に従って、2021年６月24日（木曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	**2021年６月25日（金曜日）午前10時**
2 場　　所	**神奈川県川崎市川崎区日進町１番地** **川崎日航ホテル 11階 橘の間** **（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）**
3 目的事項	**報告事項**　1. 第125期（自2020年４月１日至2021年３月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第125期（自2020年４月１日至2021年３月31日）計算書類の内容報告の件 **決議事項**　第1号議案　剰余金の処分の件 第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件 第3号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

以　上

- **本年は、株主総会へご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。**
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 法令および当社定款第18条に基づき、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.swcc.co.jp/hd/ir/guide/meeting.html）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知には記載しておりません。
  なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、上記ウェブサイトに掲載させていただきます。



インターネットによるライブ配信のご案内

本総会におきましては、株主の皆様の安全および利便性を考え、ご来場いただけない株主様もインターネットを用いて遠隔地等から株主総会当日の議事進行の様子をご視聴いただくことが可能な「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」（以下、「本バーチャル株主総会」）を導入いたしましたので、ご案内申しあげます。

1 配信日時

2021年6月25日（金）午前10時より（午前９時30分からログイン可能です。）

※株主総会終了後にはご覧いただくことができませんので、ご了承ください。

2 視聴方法

株主様認証画面（ログイン画面）で入力する「ID（株主番号）」と「パスワード（郵便番号）」をご準備の上、以下の株主様専用ウェブサイトにアクセスしてください。
その後、株主様認証画面（ログイン画面）が表示されますので、「ID（株主番号）」と「パスワード（郵便番号）」をご入力ください。

株主様専用ウェブサイト	https://5805.ksoukai.jp

ID	議決権行使書用紙に記載の株主番号（9桁の半角数字）
パスワード	2021年３月31日時点の株主名簿登録住所の郵便番号（7桁の半角数字、ハイフン不要）

3 注意事項

- ライブ配信により株主総会をご視聴いただく場合、会社法上の出席とならないことから、株主総会当日にご質問や議決権を行使いただけません。後記５頁に記載の「議決権行使のご案内」に従って、事前に議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
- システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断等が発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 本バーチャル株主総会参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- システム障害や通信環境等により株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- 本バーチャル株主総会に参加いただけるのは、当社株主名簿（2021年３月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。
- 本バーチャル株主総会につきましては、万全を期しておりますがシステム障害や通信環境の悪化等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- 万一何らかの事情により中継を行わない場合は、「株主様専用ウェブサイト」頁にてお知らせいたします。

4 お問い合わせ先

当日の本バーチャル株主総会への接続方法および視聴方法に関するお問い合わせは以下にご連絡ください。

お問い合わせ先	株式会社ブイキューブ
電話番号	03-4556-9236
受付日時	2021年６月25日（金）午前9時～午後零時



新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応のご案内

本株主総会においては、新型コロナウイルスによる感染症の広がりを受け、感染拡大防止および株主様の安全確保の観点から、以下のとおりご案内させていただきます。本株主総会へのご出席を予定または検討されている株主様におかれましては、何卒ご理解、ご協力の程よろしくお願い申しあげます。

■株主様へのお願いとご案内

・新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止ならびに株主様の安全確保の観点から、本株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、慎重なご判断をお願い申しあげます。
・本株主総会の議決権行使は、出席いただく方法のほか、書面または電磁的方法（インターネット等）による方法もございますので、こちらのご利用も併せてご検討ください。
＜議決権行使期限：2021年６月24日（木）午後５時 到着分／入力完了分 まで＞
・本株主総会の模様は、株主様を対象としてライブ配信を行いますので、当日、ご来場いただかなくともご視聴いただくことができます。ぜひライブ配信をご視聴くださいますようお願い申しあげます。ライブ配信の視聴方法は、前頁に記載の「インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照ください。
・上記に伴い、本年につきましても昨年同様、株主総会にご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。

■本株主総会の運営に関して

本株主総会は、次のように運営する予定といたしております。会場にご来場される株主様はこれらの点をあらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。
・発熱や体調不良の方、海外渡航者または新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者の方で２週間の自宅待機期間を経過されていない方につきましては、来場をお控えください。
・感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様におかれましては、感染の回避を優先していただきたく、特に慎重なご判断をお願い申しあげます。
・ご入場前に手指のアルコール消毒と会場内ではマスクの常時ご着用にご協力ください。
・受付前において体温チェックをさせていただきます。
・体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけさせていただき、ご退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。
・本年の会場内の座席数は、昨年同様、席の間隔を十分に取っているため、大幅に減少しております。
・当社の役員および運営スタッフは、マスク着用で応対させていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
・飲み物の提供は控えさせていただきます。

今後、株主総会当日までの状況変化とその対応につきましては、上記の内容を更新する場合がございます。ご出席を検討される株主様におかれましては、事前に以下ウェブサイトをご覧くださいますようお願い申しあげます。
当社ウェブサイト「株主総会」https://www.swcc.co.jp/hd/ir/guide/meeting.html
ご理解ならびにご協力を賜りますよう、重ねてお願い申しあげます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時00分

書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後５時00分到着分まで

インターネット等で議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後５時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

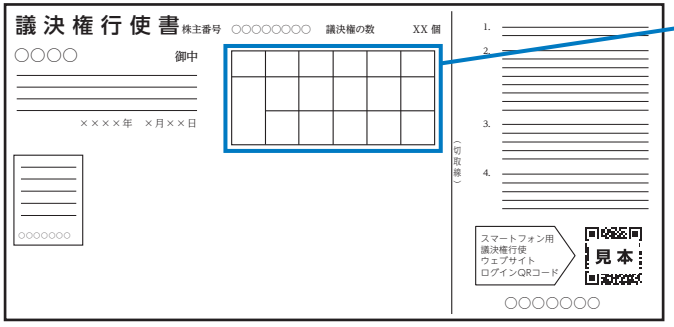

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２・３号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。

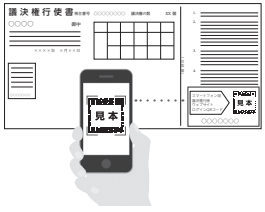

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

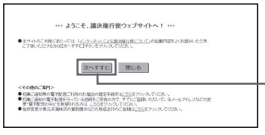

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

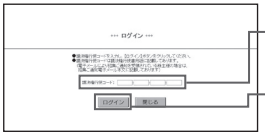

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

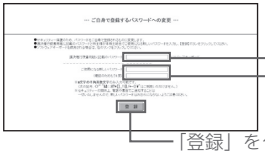

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ご挨拶

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
また、この度新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった方々、ご遺族の皆様に謹んで哀悼の意を表すとともに、罹患されている方々には心よりお見舞い申しあげます。

第125期定時株主総会を来たる6月25日に開催する運びとなりました。昭和電線グループは電力、通信というインフラを支える製品をお届けすることで、安心安全な社会や皆様の生活に役立つ会社でありたいと願い、事業を続けてまいりました。この新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続く中、従業員の健康と命を守りながら事業活動を継続できましたことは、ひとえに昭和電線グループを支えてくださる皆様のご支援によるものと深く感謝する一年でありました。この中においても、私たちは企業理念である「信頼」を礎に、中期経営計画「Change SWCC2022」の達成に向けて大きな変革に取り組んでおります。これからも従業員一人ひとりが生き生きと働ける職場を作り、資本効率を高め、我が国が目指す脱炭素社会やSociety5.0等の実現に向けて取り組む会社として企業価値の向上に努めてまいります。株主の皆様におかれましては一層のご支援を賜りますよう、お願い申しあげます。

2021年6月
代表取締役社長 グループCEO　**長谷川　隆代**

経営理念

昭和電線グループは、「信頼」の輪をひろげます。

昭和電線グループは、
優れた技術と高い品質の製品・サービスを通じて、
お客さまとの「信頼」を深めるよう努めます。

昭和電線グループは、
健全な事業活動を通じて、
従業員、お客さま、株主、地域社会のみなさまに
「信頼」される企業価値を創造します。

昭和電線グループは、
法令を遵守し、安全と地球環境への配慮を優先し、
「信頼」される行動をひろげます。

財務ハイライト

売上高

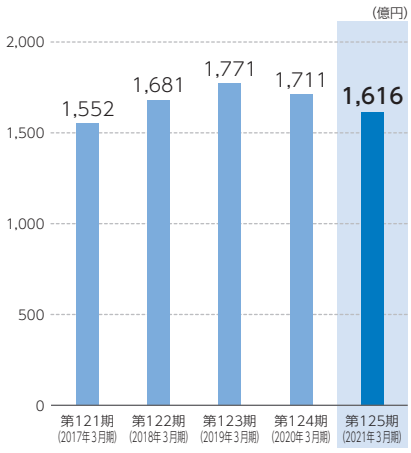

営業利益／営業利益率

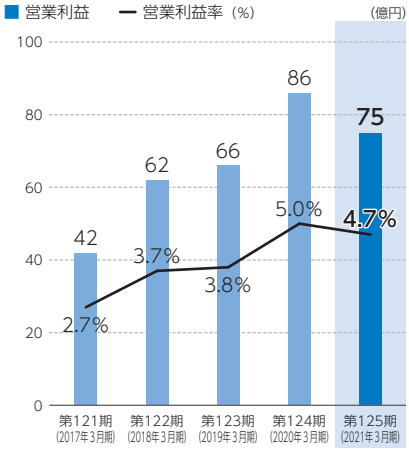

親会社株主に帰属する当期純利益／ ROE

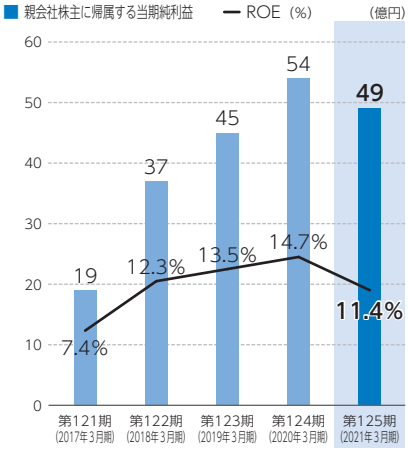

投下資本／ ROIC

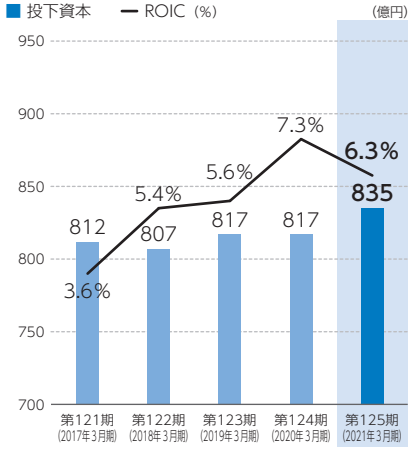

総資産／自己資本／自己資本比率

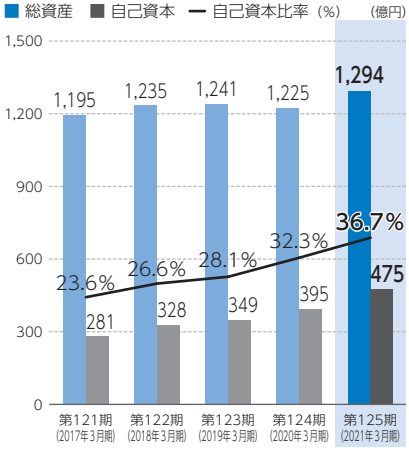

研究開発費／設備投資額

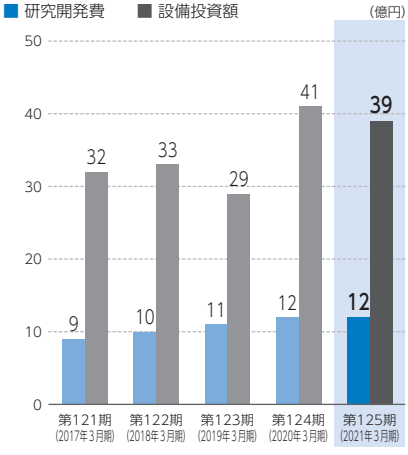

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当につきましては、収益状況のみならず、今後の事業展開の見通し、経営体質の強化、内部留保等を総合的に勘案し、株主の皆様への安定継続した配当を行うことを基本方針といたしております。

また、当社が持株会社であることから、当社単体のみならず昭和電線グループとして連結業績に見合った配当も考慮しております。

この方針に鑑み、第125期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当につきましては見送りとさせていただきました。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は596,612,740円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月28日といたしたいと存じます。

ご参考　１株当たり配当金／連結配当性向

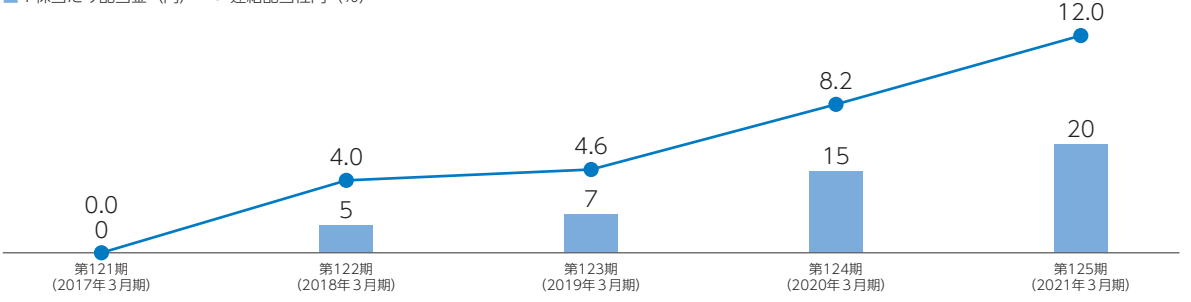

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）３名全員の任期が本総会終結の時をもって満了いたします。

つきましては、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の候補者は次のとおりであります。

（注）当社の取締役候補者の選定にあたっては、当社の「取締役および執行役員候補者選定基準」に基づき、独立社外取締役が過半数を占める指名委員会の答申を得た上で、取締役会で決議しております。なお、監査等委員会において検討がなされましたが、陳述すべき意見はない旨の確認を得ております。

候補者番号	氏　名	性別 (年齢)	当社における現在の地位および担当	
1	長谷川（はせがわ）　隆代（たかよ）	女性 (満61歳)	代表取締役社長・取締役会議長 グループCEO　グループ経営統括・業務変革統括	再任
2	張（ちょう）　東成（とうせい）	男性 (満57歳)	代表取締役 専務執行役員　社長補佐、業務変革統括補佐	再任
3	胡（こ）　国強（こくきょう）	男性 (満58歳)	取締役	再任

候補者番号

1

長谷川（はせがわ） 隆代（たかよ）（1959年10月15日生）満61歳

所有する当社の株式数…… 9,266株
取締役会出席状況（当事業年度）…… 20/20回
取締役在任年数（本総会終結時）…… 8年



再 任

[略歴、当社における地位および担当]

1984年 4 月	当社入社
2005年 6 月	当社技術開発センター次長兼 超電導プロジェクト長
2006年 4 月	昭和電線ケーブルシステム株式会社 取締役　技術開発センター長
2008年 4 月	同社取締役　技術開発センター長 当社企画本部経営企画部商品企画 グループ長
2009年 6 月	同社常務取締役　技術開発センター長 当社経営企画部商品企画グループ長
2010年 4 月	同社常務取締役　技術開発センター長 当社執行役員　技術企画室長
2013年 6 月	当社取締役　技術企画室長
2017年 4 月	当社取締役
2018年 6 月	当社取締役社長
2019年 4 月	当社代表取締役社長　グループCEO
2020年 4 月	**当社代表取締役社長　取締役会議長 グループCEO（現任）**

取締役候補者とした理由

当社グループの技術開発部門を中心に豊富な経験と実績を有し、当社の代表取締役およびグループCEOに就任後も、監査等委員会設置会社への移行を含むガバナンス改革の推進等、当社グループの事業全般にまたがる経営課題に向けて積極的に取り組んでおります。また、取締役会議長として、議事運営を担い、自由闊達な議論を引き出すこと等を通して取締役会の機能発揮に尽力しております。さらに中期経営計画「Change SWCC2022」ローリングプラン(2019)の推進や、当事業年度は新型コロナウイルス感染拡大により経済の不確実性が増すなかで、その強いリーダーシップで当社グループを率い、企業価値向上に寄与してまいりましたことから、引き続き取締役候補者といたしました。なお、取締役に就任後は代表取締役社長、取締役会議長に再任される予定となっております。

(注) 1. 長谷川隆代氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。長谷川隆代氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

2

張　東成（ちょう　とうせい）（1964年1月6日生）満57歳

所有する当社の株式数……　2,454株
取締役会出席状況（当事業年度）……　20/20回
取締役在任年数（本総会終結時）……　6年



再任

[略歴、当社における地位および担当]

1993年 4 月	当社入社
2006年10月	当社経営企画部次長
2012年 6 月	当社執行役員　海外事業企画推進室長
2015年 6 月	当社取締役　海外事業企画推進室長 天津昭和漆包線有限公司董事長
2017年 4 月	当社取締役 天津昭和漆包線有限公司董事長
2017年 6 月	当社常務取締役 天津昭和漆包線有限公司董事長
2018年 6 月	当社常務取締役　事業戦略本部長
2019年 4 月	当社取締役　専務執行役員 事業戦略統括本部長
2020年 4 月	当社代表取締役　専務執行役員 事業戦略統括本部長
2021年 4 月	**当社代表取締役　専務執行役員（現任）**

取締役候補者とした理由

当社グループの海外事業部門を中心に豊富な経験と実績をし、当社の代表取締役および専務執行役員に就任後も、当社グループの事業戦略の立案やガバナンス改革の推進を始めとする経営課題に向けて積極的に取り組んでおります。さらに中期経営計画「Change SWCC2022」ローリングプラン(2019)の推進や、当事業年度は新型コロナウイルス感染拡大により経済の不確実性が増すなかで、その達成に重要な役割を果たしており、企業価値向上に寄与してまいりましたことから、引き続きその達成に向けて取締役候補者といたしました。なお、取締役に就任後は代表取締役に再任される予定となっております。

(注) 1. 張東成氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。張東成氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

3

胡　国強（こ　こくきょう）（1963年３月４日生）満58歳

所有する当社の株式数…… 15,000株
取締役会出席状況（当事業年度）…… 20/20回
取締役在任年数（本総会終結時）…… ３年



再 任

[略歴、当社における地位および担当]

1995年10月	杭州富通昭和電線電纜有限公司入社	2016年 9 月	**高科橋光導科技股份有限公司（TRANSTECH OPTELECOM SCIENCE HOLDINGS LIMITED）執行董事兼董事長（現任）**
2002年 1 月	富通集団有限公司董事長弁公室主任		
2003年 4 月	**高科橋光通信有限公司董事（現任）**		
2008年 5 月	**富通集団有限公司董事（現任）**	2018年 6 月	当社社外取締役
2008年12月	**杭州康因斯特網絡有限公司董事（現任）**	2020年 6 月	**当社取締役（現任）**

[重要な兼職の状況]

富通集団有限公司　董事
高科橋光導科技股份有限公司　執行董事兼董事長
(TRANSTECH OPTELECOM SCIENCE HOLDINGS LIMITED)

取締役候補者とした理由

富通集団有限公司の経営にも携わり、その経歴を通じて経営に対する高い見識を培われており、当社の取締役に就任後も当社の経営に対して適切な助言および監督を行っていただいております。また、両社グループ間の共同事業を通して当社の企業価値向上に寄与していただいていることから、引き続き非業務執行の取締役候補者といたしました。

（注）1. 胡国強氏が董事に就任している富通集団有限公司は当社の主要株主であり、当社と同社との間では業務提携契約が締結されております。なお、当社と富通集団有限公司との間に特別の利害関係はありませんが、当社グループと同社グループとの間には、販売取引および仕入取引ならびに資金の貸付があります。

2. 当社は、胡国強氏との間で当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案において胡国強氏の選任が承認された場合は、非業務執行取締役として同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。胡国強氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

監査等委員である取締役２名の任期が本総会終結の時をもって満了いたします。
つきましては、監査等委員である取締役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

本議案の候補者は次のとおりであります。

（注）当社の取締役候補者の選定にあたっては、当社の「取締役および執行役員候補者選定基準」ならびに「社外役員の独立性判断基準」に基づき、独立社外取締役が過半数を占める指名委員会の答申を得た上で、取締役会で決議しております。

候補者番号	氏　名	性別（年齢）	当社における現在の地位および担当	
1	戸川（とがわ）　清（きよし）	男性（満73歳）	社外取締役（独立役員）	再任 社外 独立
2	市川（いちかわ）　誠一郎（せいいちろう）	男性（満67歳）		新任 社外 独立

候補者番号

1

戸川（とがわ） 清（きよし）（1948年５月21日生）満73歳

所有する当社の株式数…… 4,900株
取締役会出席状況（当事業年度）…… 20/20回
監査等委員会出席状況（当事業年度）… 17/17回
取締役在任年数（本総会終結時）…… ６年



再 任

社 外

独 立

［略歴、当社における地位および担当］

1971年４月	日立化成工業株式会社（現昭和電工マテリアルズ株式会社）入社
1997年10月	同社機能材料事業本部半導体材料営業部長
2000年４月	同社執行役　国際事業推進室長
2004年４月	同社執行役常務　営業本部長
2007年４月	同社執行役専務　営業本部長
2010年４月	同社執行役専務　経営戦略本部長兼グループ会社室長
2012年３月	同社退任
2015年６月	当社社外取締役
2018年６月	**株式会社UKCホールディングス（現株式会社レスターホールディングス）社外取締役監査等委員（現任）**
2019年６月	**当社社外取締役監査等委員（現任）**

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

製造メーカーの経営にも携わり、その経歴を通じて経営に対する高い見識を培われており、そのような経歴および見識に基づき当社の経営を監査、監督していただくことで、当社グループのコーポレートガバナンスの一層の強化が期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

（注）1. 戸川清氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 戸川清氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性を有しております。また、当社は同氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、戸川清氏との間で当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案において戸川清氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。戸川清氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

2

市川　誠一郎（いちかわ　せいいちろう）（1953年12月８日生）満67歳

所有する当社の株式数……　0株



新任

社外

独立

[略歴、当社における地位および担当]

1976年４月	サッポロビール株式会社入社
2002年１月	同社大阪工場長
2004年９月	同社生産技術本部製造部長
2005年３月	同社執行役員　生産技術本部製造部長
2007年３月	同社執行役員　静岡工場長
2008年３月	同社常務執行役員　静岡工場長兼商品技術開発部長
2009年３月	同社取締役兼常務執行役員　生産技術本部長
2013年３月	同社取締役兼専務執行役員　生産技術本部長
2016年６月	**日産車体株式会社社外取締役（現任）**

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

製造メーカーの生産技術関連業務執行者としての経歴を通じ、経営に対する高い見識を培われており、そのような経歴および見識に基づき当社の経営を監査、監督していただくことで、当社グループのコーポレートガバナンスの一層の強化が期待されることから、今回、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

（注）1. 市川誠一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 市川誠一郎氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性を有しております。また、当社は同氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員とする予定であります。

3. 本議案において市川誠一郎氏の選任が承認された場合は、当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。市川誠一郎氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考

1 コーポレートガバナンスについて

（1）コーポレートガバナンス体制

当社グループは、執行役員に業務執行権限を大幅に委譲することで業務執行を効率化・迅速化させること、それにより取締役会では経営戦略等の重要なテーマの審議を一層充実させること、さらに監査等委員会を中心に監査、監督機能の強化を図ることを目的に、2019年６月26日開催の当社第123期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。また、当社グループは、当社グループのビジネス分野や事業戦略に即した各事業セグメント（エネルギー・インフラ事業、通信・産業用デバイス事業、電装・コンポーネンツ事業、新規事業）の責任者（担当執行役員）について、その権限と責任を明確に定めることで、事業会社単位にとらわれない収益構造の改善およびROIC（投下資本利益率）指標等に基づく効率的な経営をこれまで以上に推進しております。

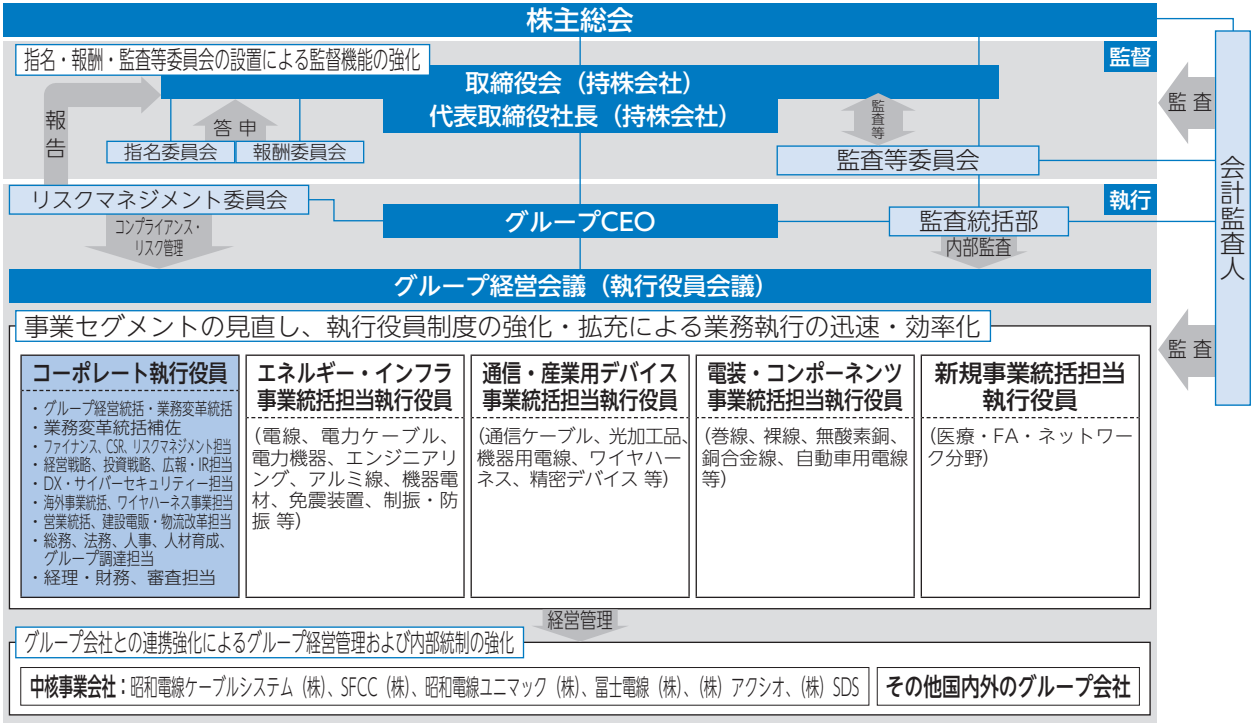

（2）取締役会の構成およびスキル・マトリックス（第２号議案および第３号議案の承認可決後）

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、「信頼」をキーワードとした経営理念に基づき、経営の迅速・効率化およびこれに伴うモニタリング機能の強化が企業における普遍的な課題であるとの認識の下、取り組みを進めていくことにあります。

かかる考え方に則り、当社は、取締役として、人格・見識に優れ、当社の経営を監督・執行することができる人財を指名する方針としております。さらにモニタリングの機能を強化する観点から、監査等委員である取締役として、企業経営経験を必須として、営業、財務および製造等の様々な分野につき、それぞれ豊富な知識および経験を有する者をバランスよく選任することとしております。取締役会の構成ならびに各取締役の有する知識および経験を示したスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

＜取締役会の構成＞

氏　名	代表取締役	監査等委員	指名委員	報酬委員	社外取締役	独立役員
長谷川　隆代	●			●		
張　東成	●			●		
胡　国強			●			
戸川　清		●	●	●	●	●
坂倉　裕司		●	●	●	●	●
市川　誠一郎		●			●	●
戸川　隆		●				

（注）1. 長谷川隆代および張東成の両氏については、本株主総会終了後の取締役会の決議により、代表取締役に再任される予定となっております。
2. 坂倉裕司および戸川隆の両氏の取締役在任年数（本総会終結時）は、１年となります。

＜各取締役のスキル・マトリックス＞

氏　名	必須スキル 企業経営	ESG	業界知見	国際	営業	経理財務	研究	製造
長谷川　隆代	●	●	●				●	
張　東成	●	●	●	●	●			
胡　国強	●	●	●	●		●		
戸川　清	●	●		●	●			
坂倉　裕司	●	●		●		●		
市川　誠一郎	●	●						●
戸川　隆	●	●	●			●		

（3）任意の諮問委員会

当社は、独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することで、取締役等の人事や報酬等に関する決定プロセスの客観性および透明性を高め、コーポレートガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会を設置しております。

各委員会は、指名委員会規程および報酬委員会規程において、取締役会決議により選定された３名以上の取締役で構成され、うち半数以上は社外取締役とすることと定められております。

第２号議案および第３号議案については、独立社外取締役２名および取締役１名（委員長は独立社外取締役）で構成される指名委員会の答申を得ております。

当事業年度における指名委員会および報酬委員会の活動状況は、以下のとおりです。

① 指名委員会の活動状況

指名委員会は、当事業年度中に合計16回開催されております。当事業年度は、主に次世代経営幹部候補者育成計画および人事制度改革に関するフォローならびにパフォーマンスレビューの進め方および評価結果に関して審議しております。

② 報酬委員会の活動状況

報酬委員会は、当事業年度中に合計９回開催されております。当事業年度は、主に業績連動報酬の算定基準の見直し、譲渡制限付株式報酬制度の適用拡大、次年度報酬額に関して審議し、取締役会に対し答申しております。なお、次年度（2021年度）報酬額に関する答申については、現任の取締役および執行役員に対するパフォーマンスレビューの結果を参考としております。

（4）執行役員制度

当社は、業務執行の迅速・効率化を徹底することを目的として、執行役員制度を強化・拡充しております。

執行役員は、取締役候補者と同様に指名委員会の答申を得た上で取締役会の決議により選任されております。また、当社と執行役員の間においては、執行役員委任契約が締結されており、その中で、各執行役員の権限、ミッションおよび責任について明確化されております。

2021年4月1日現在の当社執行役員につきましては、後記40頁をご参照ください。

2 取締役等の選任および解任に関する基準について

当社は、取締役等の選任および解任に関する客観性と透明性を高めるために、取締役会において、「取締役および執行役員候補者選定基準」および「社外役員の独立性判断基準」ならびに「取締役および執行役員の解任基準」を定めております。また、取締役等の選任および解任については、さらに客観性と透明性を高めるために、指名委員会において審議を行い、取締役会では指名委員会の答申を尊重して最終的な決定を行います。

（1）取締役および執行役員候補者選定基準

当社取締役および執行役員の候補者は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に則り、人格・見識に優れ、当社の経営を監督・執行することができる人財を、性別・国籍等の個人の属性にかかわらず取締役会の決議によって決定する。当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の任期は１年である。

取締役

① 経営の意思決定および業務執行の監督に携わるものとしてふさわしい経歴、能力、リーダーシップ、中長期的視野および高い倫理観を持つ人財であること。

② 当社の企業理念を尊重し、実践し、お客様、取引先、株主、地域社会および従業員に信頼される誠実さを有し、法令、企業行動指針、社内外の倫理・規範を遵守し、取締役として必要な見識、公正さを有する人財であること。

③ 当社の独立社外取締役は、前各項の他に当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性を有していると判断し得る人財であること。

執行役員

① 当社の経営環境を踏まえ、当社グループの企業価値を持続的に向上させ、中長期的な企業価値の増大に資する経営戦略、実行計画等について、具体的な提案および執行ができ、また絶えず検証し、改善する努力を継続できる人財であること。

② 市場の変化への対応と基本の徹底を自ら実践し、法令遵守、コンプライアンス、内部統制、リスクおよび危機管理の構築と実践にかかる資質を持ち、従業員の目標となりうる資質を持つ人財であること。

③ 経営会議等において自由闊達に議論し、建設的な意見を述べ、提言を行い、当社グループ全体の経営資源を統合的に把握し、一貫性のある戦略システムを構築する資質を持つ人財であること。

④ その他、当社グループ全体の業務執行を担当する執行役員として求められる資質を持つ人財であること。

（2）社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

① 当社および当社の子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者（注１）または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
② 当社グループを主要な取引先とする者（注２）、またはその業務執行者
③ 当社グループの主要な取引先である者（注３）、またはその業務執行者
④ 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している大株主、またはその業務執行者
⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
⑥ 当社グループから役員報酬以外に、多額（注４）の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
⑦ 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者、当社グループから多額の寄付または助成を受けている者、または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
⑧ ２項から７項までのいずれかに過去３年間において該当していた者
⑨ １項から７項までのいずれかに該当する者の近親者（注５）である者

（注）1. 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、または執行役員その他の上級管理職にある使用人をいう。
2. 主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が、その者の１事業年度の連結売上高の２％を超える取引先、または直近事業年度末における当社の連結総資産の２％を超える額を当社グループに融資している金融機関をいう。
3. 主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が、当社の１事業年度の連結売上高の２％を超える取引先をいう。
4. 多額とは、過去３事業年度の平均で、個人の場合は1,000万円以上、法人または団体の場合はその連結売上高もしくは総収入の２％を超えることをいう。
5. 近親者とは、配偶者または二親等内の親族をいう。

（3）取締役および執行役員の解任基準

当社取締役および執行役員が、次の各項目のいずれかに該当するおそれがあると判断される場合には、指名委員会において解任の是非を審議・検証し、取締役会において決定する。

① 公序良俗に反する行為を行った場合（反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係が認められた場合を含む）
② 法令または定款その他当社グループの規程等に違反し、当社グループに多大な損失または業務上の支障を生じさせた場合
③ 「取締役および執行役員候補者選定基準」に定める資質が認められないこととなった場合
④ 当社グループにおいて著しい業績不振を招いた場合（代表取締役、社長およびグループＣＥＯにのみ適用）
⑤ 担当事業または担当領域において著しい業績不振または業務の停滞を招いた場合（執行役員にのみ適用）
⑥ 健康上の理由等により職務遂行に著しい支障が生じた場合

3 取締役会の実効性評価について

当社は、取締役会が適切に機能していることを検証するために、事業年度ごとに、その実効性に関する分析・評価を実施することとしております。具体的には、全取締役を対象とする質問票への回答に基づき、取締役会においてその評価結果および課題を共有し、今後の取締役会のあり方について建設的な議論を行うこととしております。

当事業年度を対象とした評価結果の概要として、取締役会の運営等については取締役会議長による進行が適切であること、また審議においても自由闊達な雰囲気の下で概ね適切に運営されていること等から、取締役会全体としての実効性は概ね確保されていると判断しております。また審議事項等についてはリスク管理や内部統制に関する検討および審議が不十分であるといった、これまであげられた質問項目の多くについて、前回よりも改善されているとの回答が増えていることから、課題に対する改善に向けた様々な取り組みが評価されていると判断しております。一方で、取締役会の運営等について経営戦略等の大きな方向性に係わる議題の審議の充実を図りつつ効率的な運営を図るための議題の選別に関する改善、また審議事項等について業績連動報酬や取締役会の実効性評価に関する見直し等は、引き続き検証していく必要があると認識しており、今後もさらなる改善に向けて取り組んでまいります。

以　上

（添付書類）

事業報告（自 2020年４月１日　至 2021年３月31日）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による停滞から第３四半期以降回復の兆しが見られましたが、感染症の再拡大により予断を許さない状況が継続しております。また、海外においては米中関係の緊張や新型コロナウイルス感染症の影響があり、ワクチンの接種が進みつつあるものの、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

電線業界におきましては、第１四半期までの大きな落ち込みから徐々に回復し、第３四半期以降自動車用ワイヤハーネス、産業機械等の電気機械向けや建設・電販向け電線の需要は回復しましたが、電線全体の需要は前年度の水準には至りませんでした。

このような環境下、当社グループでは本社・営業所等でのテレワークや時差通勤の強化等、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で事業活動を継続し、柔軟な生産調整や不要不急経費の削減等の施策を実施することで、感染拡大による事業への影響を最小限にとどめるべく努めてまいりました。その結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、第１四半期は落ち込みが見られたものの第２四半期からは回復に転じ、第３および第４四半期では前年度を超える営業利益となったことから、売上高は1,616億97百万円（前年度比5.5％減）、営業利益は75億90百万円（前年度比11.8％減）、経常利益は77億65百万円（前年度比1.3％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は49億66百万円（前年度比9.1％減）となりました。

	第124期（2020年３月期）	第125期（2021年３月期）	前年度比	
	金額（百万円）	金額（百万円）	増減額（百万円）	増減率（％）
売上高	171,142	161,697	△9,445	△5.5
営業利益	8,609	7,590	△1,019	△11.8
経常利益	7,864	7,765	△98	△1.3
親会社株主に帰属する当期純利益	5,465	4,966	△499	△9.1

次にセグメントの状況をご説明いたします。

エネルギー・インフラ事業

売上高
86,521百万円
（前年度比2.2%減）

国内電力インフラ向け需要は第２四半期を中心に当初予定された東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせた工事停止の影響を受けました。建設関連向け需要は第２四半期以降緩やかに回復しながら推移したものの、全般において前年度の需要水準には至らなかったこと等から、当事業の売上高は865億21百万円（前年度比2.2%減）、営業利益は54億26百万円（前年度比11.4%減）となりました。

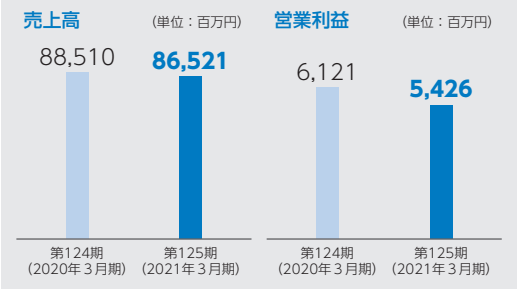

通信・産業用デバイス事業

売上高
26,956百万円
（前年度比11.6%減）

第１四半期は建設関連が低迷した影響を受けましたが、第２四半期からは、5Gサービス関連等の国内向け通信ケーブル需要が動き出し、産業用デバイス関連でも中国市場を中心に需要が回復してまいりました。しかし、全般において前年度の需要水準には至らなかったこと等から、当事業の売上高は269億56百万円（前年度比11.6%減）、営業利益は18億47百万円（前年度比26.5%減）となりました。

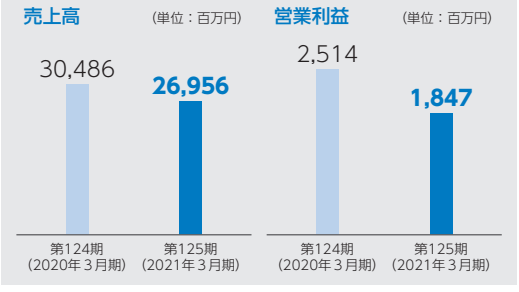

電装・コンポーネンツ事業

売上高
43,063百万円
（前年度比8.7%減）

重電向け等の汎用巻線の需要は低迷いたしましたが、利益面では、第３四半期以降、自動車向け高機能製品の需要が好調であったこと等から、当事業の売上高は430億63百万円（前年度比8.7%減）、営業利益は7億34百万円（前年度比29.1%増）となりました。

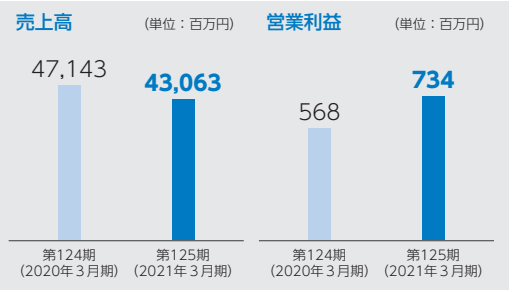

その他

売上高
5,155百万円
（前年度比3.1%増）

全般的な収益構造の見直しを進めたこと等により、売上高は51億55百万円（前年度比3.1%増）、営業利益は2億87百万円（前年度比280.6%増）となりました。

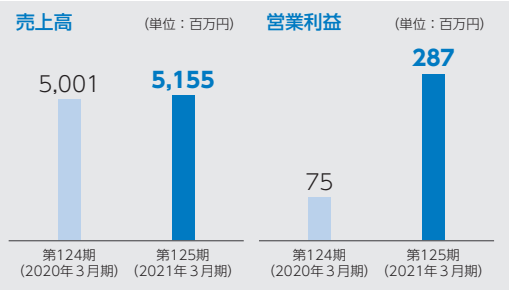

(2) 対処すべき課題

当事業年度（2020年度）においては新型コロナウイルス感染症による影響はありましたが、全社的な感染防止対策の徹底と収益改善施策への取り組みにより、当社グループの事業への影響は最小限にとどめることができました。

2021年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響については引き続き予断を許さない状況が続くことが見込まれますが、当社グループにおいては感染防止対策の徹底を継続していくとともに、人員および拠点の抜本的な再配置や事業ポートフォリオの見直しを進めながら、ROICを重要な経営指標と位置づけ、一層の資本効率向上に向けて取り組んでまいります。

① 昭和電線グループのビジョン「SWCC VISION2026」の概要

当社グループは、創立90周年を迎える2026年度までに目指す「ありたい姿」を「SWCC VISION2026」として掲げており、インフラを支え、社会の持続的発展に貢献する企業であり続けます。

ミッション：信頼される製品サービスで社会を支え、人々の暮らしに貢献する

ビジョン　：グループ力で付加価値を創造し、成長する企業体へ

バリュー　：「迅速」・「情熱」・「考動」によって、お客様のニーズを掘り起こす

② 昭和電線グループの中期経営計画「Change SWCC2022」ローリングプラン（2019）

当社グループは、現在、2022年度を最終年度とする中期経営計画「Change SWCC2022」ローリングプラン（2019）に取り組んでいます。

中期経営計画「Change SWCC2022」ローリングプラン（2019）の基本方針は以下のとおりです。

基盤事業の収益力強化

当社グループは、経営基盤をより強固とするための事業構造改革に継続して取り組むとともに、事業セグメントごとに収益性を評価することで、会社単位にとらわれない収益力の強化を図っております。

また、経営効率化のために、グループの調達力を結集した集中購買と開発購買を進めるとともに、AIやIoTを製造現場で活用したスマートファクトリー構想についても推進しております。

（重点施策）

・事業構造改革
・事業収益性評価
・グループ調達による集中購買と開発購買の推進
・AI、IoTを活用したスマートファクトリー構想

新規事業の創出

当社グループは、新規事業を創出するために、製造、販売および技術部門がグループ横断で密接に連携する組織体制の下で、モビリティ、インダストリ（医療、工場自動化）の分野を含めた新規事業の拡大に向けた取り組みを進めております。また、当社が長年培ってきた技術を応用し、発展させることで、さらなるコアコンピタンス・要素技術の創出に努め、市場・顧客ニーズに即した新製品開発にも積極的に取り組んでおります。

さらに、株式会社アクシオでは、メーカー系IT企業として培ったIT技術を活かして、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するためのソリューションの提供を強化しております。

（重点施策）

・グループ横断の製販技プロジェクトチームによる新規事業の創出
・コアコンピタンス・要素技術の創出とニーズ発掘による新製品開発
・メーカー系IT企業で培ったIT技術によるDXソリューションの推進

海外事業の新展開

中期経営計画では、海外事業の売上高、売上比率の向上を一つの目標として掲げております。海外事業を強化するために、ワイヤハーネス・電子ワイヤ事業の生産拠点を中国、ベトナムに移転するとともに、環境対応車の増加による需要が期待される銅・巻線事業についても、中国市場での展開を推進しております。また、これらの海外事業の増強と合わせて、ガバナンス体制の強化についても取り組んでおります。

（重点施策）

・ワイヤハーネス・電子ワイヤ事業、および銅・巻線事業の拡大
・海外ガバナンス体制強化

③ 「SWCC VISION2026」および「Change SWCC2022」ローリングプラン（2019）の連結業績、係数目標

2026年度までの連結業績および係数目標は、以下のとおりとなります。

		2020年度実績	2021年度予想 (収益認識基準適用前)	2021年度予想 (収益認識基準適用後)	2022年度 (Change SWCC2022) (収益認識基準適用前)	2026年度 (VISION2026) (収益認識基準適用前)
売上高	(億円)	1,616	2,000	1,800	2,000	2,100
営業利益	(億円)	75	86	86	100	150
経常利益	(億円)	77	83	83	95	150
親会社株主に帰属する当期純利益	(億円)	49	68	68	66	100
営業利益率	(%)	4.7	4.3	4.8	5以上	7以上
配当性向	(%)	12	18	18	約20	約35
有利子負債	(億円)	376	390	390	380以下	300以下
ＤＥレシオ	(%)	79	73	73	70以下	40以下
純資産	(億円)	481	543	543	550以上	800以上
自己資本比率	(%)	36.7	38.4	38.4	38以上	50以上

(注) 1. DEレシオは自己資本で算出しております。
2. 当社グループは、2022年３月期の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年３月26日）を適用いたします。当該基準適用後の当社グループの2021年度予想の連結業績は、上記「2021年度予想（収益認識基準適用後）」に記載のとおりとなります。

④ 「Change SWCC2022」ローリングプラン（2019）の進捗および2021年度の方針

当事業年度（2020年度）においては、新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底する一方で中期経営計画に基づいた各種の施策についても着実に進めてまいりました。基盤事業の収益力強化については、ROIC（投下資本利益率）を経営指標とする事業構造改革に取り組み、ゴム線事業の売却や事業会社の統廃合を進めてまいりました。新規事業の創出については、DX推進のためのソリューション強化の一環として、株式会社アクシオにおいてクラウドID管理サービスに関する業務資本提携に向けた準備を進めてまいりました。また、海外事業の新展開については、精密デバイス事業でベトナム製造拠点への移管を進めるとともに、ワイヤハーネス事業ではさらなる事業拡大を目指し、中国現地法人である嘉興昭和機電有限公司の新工場建設のための約16億円の投資を決定し着工いたしました。

2021年度も引き続き新型コロナウイルス感染症による事業への影響を免れない状況が見込まれますが、2020年度に定めた変革を着実に実行するとともに、このような経営環境下にあっても、より一層、経営体質を強化し資本効率を高めてまいります。その観点から、2021年度のグループ経営方針は次の４点としております。

・コーポレートと事業セグメントが一体となった柔軟性やスピード感ある判断と施策の実施
・ROIC経営の考え方の浸透、資本コストを意識した構造改革、事業改革の推進
・オープンイノベーションを取り入れ、新規事業の立上げを加速
・安全・環境・品質への取り組みを強化

なお、ROICの2020年度実績値、2021年度計画値は以下のとおりとなっております。

		2020年度実績	2021年度計画値
ROIC	(%)	6.3	6.7

当社グループは現行の中期経営計画「Change SWCC2022」ローリングプラン（2019）において、2019年度より導入したROIC経営の考え方を浸透させ、収益力の強化を図り、中長期的な視点で資本コストを上回る収益率を確保し、当社グループのビジョン「SWCC VISION2026」に掲げた「ありたい姿」の実現に向けて取り組んでまいります。

⑤ 次期中期経営計画の策定

現中期経営計画目標の早期達成や事業環境の変化を踏まえて、現中期経営計画を見直し、創立90周年である2026年度を最終年度とする新たな中期経営計画の策定を進めております。次期中期経営計画については、本年11月の公表を予定しております。

⑥ ESGに対する取り組み

当社グループは、「信頼の輪を広げます」の経営理念のもと、社会インフラを支える製品の供給を通じて責任を全うしていくことが社会との関わりの根幹であると認識し、事業を行ってまいりました。2020年５月には、持続可能な社会づくりを目指し、環境中長期計画「Green Plan 2050」を策定したほか、2021年２月には2021年度スタートの５か年計画「第７次グループ環境自主行動計画（ボランタリープラン）」を発表しております。

今後も、ESG経営を強化し、SDGsの活動を通じて全てのステークホルダーの皆様に貢献できるよう努めてまいります。

E（環境対策）

当社グループでは、環境中長期計画「Green Plan 2050」において脱炭素社会への貢献目標を明確にするほか、このマイルストーンとして2030年度には2013年度対比でCO_2削減量35％を目指すという目標を掲げております。「第７次グループ環境自主行動計画（ボランタリープラン）」では、CO_2削減に加え、産業廃棄物の埋め立て処分量の削減、水資源の有効活用等の目標を定めました。

当事業年度においては、昨年に続き環境配慮型製品の開発と製品化を促進し、調達においてもサプライヤーの環境対応を勘案してグリーン調達を行いました。また、新たな取り組みとして「プラスチック使用ガイドライン」を制定し、プラスチック使用量削減の取り組みを強化したほか、株式会社日本政策投資銀行のDBJ環境格付では、「環境への配慮に対する取り組みが特に先進的」である最高ランクの格付けを２年連続で取得し、同制度に基づく融資を受けました。

S（社会との関わり）

当社グループでは、人材育成プログラムや新人事制度の導入、働き方改革、ダイバーシティの推進等、社員一人ひとりが自分の能力を活かして活躍し、会社とともに成長していける職場環境づくりに努めています。こうした取り組みは、子育てサポート企業を対象とする「くるみん」の認定や「健康経営優良法人2021（大規模法人部門）」の認定等、高い外部評価を獲得しています。

当事業年度においては、活力と競争力ある組織を目指して、年功序列を廃止し、役割と能力によって給与が決まる新人事制度を導入しました。また、「ハラスメントポリシー」や「社会貢献活動方針」の策定に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に合わせた、テレワークおよび時差通勤対象者の拡充等、働きやすい職場環境づくりに努めました。そのほか、社会インフラを支える企業として、品質を守る取り組みにも力を入れています。2021年度からは、グループCEO直轄組織として安全・環境・品質統括室を設置しました。今後もコンプライアンスを重視しながら、より良い製品づくりに取り組んでまいります。

G（ガバナンス改革）

当社グループでは、監査等委員会設置会社の下で事業セグメント体制をとっており、業務執行の効率化・迅速化と監督機能の強化の両立を図っております。

当事業年度においては、独立社外取締役を２名から３名に増員することで監督機能の一層の強化を図るとともに、業務執行における株主の皆様との一層の価値共有を図るために、業務執行取締役および執行役員に対して譲渡制限付株式を付与する報酬制度を導入いたしました。また、中長期的なマネジメント体制の構築を目的として、「SWCC次世代経営者サクセッションプラン」を策定し、経営者候補の選抜および育成にも取り組んでおります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度においては、総額39億69百万円の設備投資を実施いたしました。その内訳といたしましては、各事業セグメントにおける製造設備の更新および増強に伴う投資が主なものとなります。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

売上高 (単位：百万円)

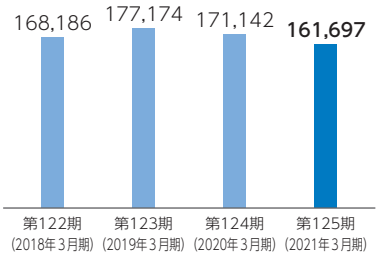

経常利益 (単位：百万円)

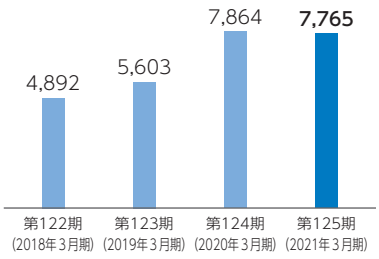

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

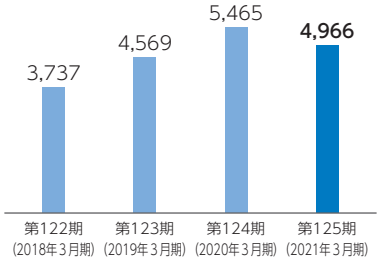

1株当たり当期純利益 (単位：円)

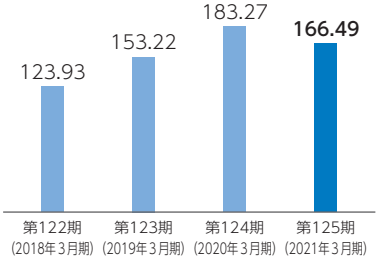

総資産/純資産 (単位：百万円)

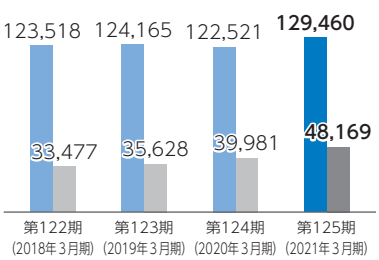

1株当たり純資産 (単位：円)

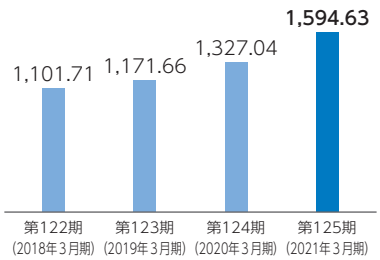

		第122期 (2018年3月期)	第123期 (2019年3月期)	第124期 (2020年3月期)	第125期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高	(百万円)	168,186	177,174	171,142	161,697
経常利益	(百万円)	4,892	5,603	7,864	7,765
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,737	4,569	5,465	4,966
1株当たり当期純利益	(円)	123.93	153.22	183.27	166.49
総資産	(百万円)	123,518	124,165	122,521	129,460
純資産	(百万円)	33,477	35,628	39,981	48,169
1株当たり純資産	(円)	1,101.71	1,171.66	1,327.04	1,594.63

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（期中平均自己株式数を控除した株式数）に基づいて算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（期末自己株式数を控除した株式数）に基づいて算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2021年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
昭和電線ケーブルシステム株式会社	10,000	100	電線・ケーブル、光ファイバケーブル、情報機器、ゴム・プラスチック加工品の製造販売
ＳＦＣＣ株式会社	490	60	建設関連向け汎用電線・ケーブルの販売
昭和電線ユニマック株式会社	480	100	巻線の製造販売
冨士電線株式会社	318	100	消防用電線、被覆線および通信ケーブルの製造販売
株式会社アクシオ	310	100	セキュリティ・ソリューション、ソフトウェア開発・運用保守、ネットワーク構築・運用保守、ＬＡＮ施工
株式会社ＳＤＳ	100	100	電線・ケーブル、付属品、振動防止装置およびワイヤハーネス等の販売
株式会社ロジス・ワークス	95	※ 100	貨物自動車運送、倉庫管理、出荷および配送ならびに電線用ドラム等の製造販売
青森昭和電線株式会社	80	※ 100	機器用電線の製造販売
昭光機器工業株式会社	80	※ 100	電線・ケーブル用付属品および配電用機器の製造販売
株式会社昭和サイエンス	40	※ 70	振動防止装置等の製造販売、振動防止工事等の設計・施工
株式会社エステック	20	※ 100	電気工事等の設計・施工・監理
昭和リサイクル株式会社	20	※ 100	電線・ケーブルの解体加工
香港昭和有限公司	84,300千香港ドル	100	電線・ケーブルおよび電子機器部品の販売
昭和電線電纜(上海)有限公司	9,900千米ドル	100	電線・ケーブルおよび電子機器部品の販売
SWCC SHOWA (VIETNAM) CO., LTD.	7,000千米ドル	※ 100	複写機用部品の製造販売
嘉興昭和機電有限公司	5,150千米ドル	※ 98.5	ワイヤハーネスの製造販売
東莞昭和機電有限公司	24,207,336人民元	※ 98.5	ワイヤハーネスの製造販売
福清昭和精密電子有限公司	3,400千米ドル	※ 100	複写機用部品の製造販売
SWCC SHOWA VIETNAM INTERCONNECT PRODUCTS CO., LTD.	45,100百万ドン	※ 98.5	ワイヤハーネスの製造販売

（注）1. ※は間接保有を含む比率であります。
2. 連結子会社の多摩川電線株式会社は、2020年４月１日付で連結子会社の昭和電線ユニマック株式会社に吸収合併されました。
3. 連結子会社の株式会社ダイジは、2020年９月30日付で解散し、清算手続き中であるため、重要な子会社から除外しております。
4. 連結子会社のSWCC DAIJI VIETNAM INTERCONNECT PRODUCTS CO.,LTD.は、2021年3月26日付でSWCC SHOWA VIETNAM INTERCONNECT PRODUCTS CO.,LTD.に商号を変更いたしました。
5. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	昭和電線ケーブルシステム株式会社
特定完全子会社の住所	川崎市川崎区日進町１番14号
当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	26,788百万円
当社の総資産額	73,572百万円

③ 企業結合の成果

当連結会計年度末日現在で当社の連結子会社は上記の重要な子会社に株式会社ダイジを加えた20社であり、持分法適用関連会社は４社であります。

当連結会計年度の売上高は1,616億97百万円（前年度比5.5％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は49億66百万円（前年度比9.1％減）となりました。

(7) 主要な事業内容 （2021年３月31日現在）

次の製品の製造販売および工事の設計、請負を行っております。

区　分	品　名
エネルギー・インフラ事業	電線、電力ケーブル、電力機器、エンジニアリング、アルミ線、機器電材、免震装置、制振・防振
通信・産業用デバイス事業	通信ケーブル、光加工品、機器用電線、ワイヤハーネス、精密デバイス
電装・コンポーネンツ事業	巻線、裸線、無酸素銅、銅合金線
新規事業（含：その他）	自動車用電線、ネットワークソリューション、物流他

(8) 主要な拠点等 (2021年３月31日現在)

① 当社

昭和電線ホールディングス株式会社	本　社：川崎市川崎区日進町１番14号

② 子会社

昭和電線ケーブルシステム株式会社	本　社：川崎市川崎区日進町１番14号
	事業所：相模原市中央区、三重県いなべ市、宮城県柴田郡柴田町、愛知県豊川市、茨城県古河市、神奈川県海老名市
ＳＦＣＣ株式会社	本　社：川崎市川崎区日進町１番14号
昭和電線ユニマック株式会社	本　社：三重県いなべ市北勢町麻生田1326番地の１
	事業所：三重県いなべ市
冨士電線株式会社	本　社：神奈川県伊勢原市鈴川10番地
	事業所：神奈川県伊勢原市、山梨県南アルプス市
株式会社アクシオ	本　社：東京都品川区西五反田二丁目12番19号
株式会社ＳＤＳ	本　社：川崎市川崎区日進町１番14号
香港昭和有限公司	本　社：香港九龍尖沙咀科学館道１号康宏広場南座701室
昭和電線電纜（上海）有限公司	本　社：中国上海市長寧区仙霞路137号盛高国際大厦2501室
SWCC SHOWA（VIETNAM）CO., LTD.	本　社：Plot B8,Thang Long Industrial Park, Dong Anh Dist., Hanoi, Vietnam
嘉興昭和機電有限公司	本　社：中国浙江省嘉興市中環西路2121号
東莞昭和機電有限公司	本　社：中国広東省東莞市莞龍路段獅龍路莞城科技園内
福清昭和精密電子有限公司	本　社：中国福建省福清市融僑経済技術開発区清華路南側
SWCC SHOWA VIETNAM INTERCONNECT PRODUCTS CO., LTD.	本　社：RF No.7C, Plot No.H-1,Thang Long Industrial Park Ⅱ, Disu commune, My Hao District, Hung Yen Province, Vietnam

(9) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区　分	使用人数（名）	前年度末比増減人数（名）
エネルギー・インフラ事業	1,152	37
通信・産業用デバイス事業	1,979	△92
電装・コンポーネンツ事業	333	△20
新規事業（含：その他）	855	42
合　　計	4,319	△33

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者（年間平均人員391名）は含んでおりません。

② 当社使用人の状況

使用人数（名）	前年度末比増減人数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
45	△3	49.6	18.3

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	6,365
株式会社りそな銀行	5,253
株式会社横浜銀行	5,103
株式会社三井住友銀行	1,898
三井住友信託銀行株式会社	1,827

2 会社の株式の状況 (2021年３月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 70,000,000株

(2) 発行済株式の総数 29,830,637株 (自己株式996,224株を除く。)

(3) 株主数 12,171名 (前期末比1,739名減)

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	出資比率 (%)
BANK OF CHINA (HK) LIMITED - CUSTODY ACCOUNT	5,714	19.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,653	15.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,875	9.6
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG／JASDEC／FIM／LUXEMBOURG FUNDS／UCITS ASSETS	1,170	3.9
ENEOSホールディングス株式会社	979	3.2
富国生命保険相互会社	772	2.5
株式会社FT	578	1.9
INTERNATIONAL CORE EQUITY PORTFOLIO DFA INVESTMENT DIMENSIONS GROUP INC	329	1.1
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	297	0.9
株式会社日本カストディ銀行 (信託口５)	293	0.9

(注) 1. 当社は、自己株式を996,224株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 出資比率は自己株式 (996,224株) を控除して計算しております。
3. 富通集団 (香港) 有限公司は、2011年9月8日付で当社の主要株主となっております。なお、同社の当社株式所有に係る株主名簿上の名義は、BANK OF CHINA (HK) LIMITED - CUSTODY ACCOUNTとなっております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役、非業務執行取締役および社外取締役を除く。)	2,220株	２名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、後記42頁のとおりであります。

(6) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2021年３月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 ・取締役会議長 (グループＣＥＯ)	長谷川 隆代	
代表取締役 (専務執行役員)	張　　東成	社長補佐 事業戦略・統括、投資戦略担当 事業戦略統括本部長
取締役	胡　　国強	富通集団有限公司　董事 高科橋光導科技股份有限公司 (TRANSTECH OPTELECOM SCIENCE HOLDINGS LIMITED) 執行董事兼董事長
取締役 (監査等委員)	戸川　　清	監査等委員会委員長 指名委員会委員長
取締役 (監査等委員)	平井　隆一	報酬委員会委員長
取締役 (監査等委員)	坂倉　裕司	
取締役 (常勤監査等委員)	戸川　　隆	

(注) 1. 2020年２月26日開催の取締役会において、2020年４月1日付で次のとおり新たに選定され、就任いたしました。
　　代表取締役　　張東成
2. 2020年６月29日開催の当社第124期定時株主総会において、次のとおり新たに選任され、就任いたしました。
　　取締役（監査等委員）　　坂倉裕司、戸川隆
3. 2020年６月29日開催の当社第124期定時株主総会終結の時をもって任期満了により、次のとおり退任いたしました。
　　取締役　　田中幹男
4. 取締役（常勤監査等委員）武氏英明は、2020年６月29日付で取締役（常勤監査等委員）を辞任いたしました。
5. 2021年４月１日付で次のとおり取締役の会社における地位および担当の一部を変更いたしました。

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 ・取締役会議長 (グループＣＥＯ)	長谷川 隆代	グループ経営統括・業務変革統括
代表取締役 (専務執行役員)	張　　東成	社長補佐 業務変革統括補佐

6. 取締役のうち、戸川清、平井隆一、坂倉裕司は社外取締役であり、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 常勤監査等委員戸川隆は、長年にわたり経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

8. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査、監督機能を強化するために取締役戸川隆を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 執行役員の状況 (2021年４月１日現在)

会社における地位	氏名	担当
グループＣＥＯ (代表取締役社長 ・取締役会議長)	長谷川 隆代	グループ経営統括・業務変革統括
専務執行役員 (代表取締役)	張　　東成	社長補佐 業務変革統括補佐
常務執行役員	山口　　太	ファイナンス、ＣＳＲ、リスクマネジメント担当 経営管理統括部長 兼 経営管理統括部輸出管理室長
常務執行役員	小又　哲夫	経営戦略、投資戦略、広報・ＩＲ担当 経営戦略企画部長
執行役員	川瀬　幸雄	エネルギー・インフラ事業統括担当 エネルギー・インフラ事業セグメント長 昭和電線ケーブルシステム株式会社代表取締役社長
執行役員	兒玉　喜直	通信・産業用デバイス事業統括担当 通信・産業用デバイス事業セグメント長 冨士電線株式会社代表取締役社長
執行役員	山村　隆史	電装・コンポーネンツ事業統括担当 電装・コンポーネンツ事業セグメント長 昭和電線ユニマック株式会社代表取締役社長
執行役員	樋口　嘉章	新規事業セグメント、ＤＸ・サイバーセキュリティー担当 新規事業セグメント長 兼 ＤＸ・システム企画室長
執行役員	大竹　　潔	海外事業統括、ワイヤハーネス事業担当 海外事業統括部長 兼 海外事業統括部グローバルマネージメント室長 昭和電線電纜（上海）有限公司董事長 香港昭和有限公司董事長 嘉興昭和機電有限公司董事長 東莞昭和機電有限公司董事長
執行役員	黒須　光明	営業統括、建設電販・物流改革担当 グループ営業統括室長 ＳＦＣＣ株式会社代表取締役社長
執行役員	菅井　幹夫	総務、法務、人事、人材育成、グループ調達担当 人事総務統括部長 兼 グループ調達本部長
執行役員	今井　啓隆	経理・財務、審査担当 経理・財務統括部長

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および国内外の子会社の取締役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の総額

区　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	81	66	11	2	4
（うち社外取締役）	2	2	—	—	1
取締役（監査等委員）	46	46	—	—	5
（うち社外取締役）	30	30	—	—	3
合　計	127	113	11	2	9
（うち社外取締役）	33	33	—	—	4

（注）1. 上記には、2020年６月29日開催の当社第124期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名および同日をもって辞任した取締役（監査等委員）１名を含んでおります。

2. 2020年６月29日開催の当社第124期定時株主総会終結の時をもって社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）から取締役（監査等委員である取締役を除く。）に異動となった１名は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）としての任期に関する報酬は「（うち社外取締役）」欄に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）としての任期に関する報酬は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」欄に含めております。

3. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

（イ）報酬構成

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成されます。

【構成図】

種類	項目	内容
固定報酬		基本報酬と取締役各人の職務・職責に応じて支給する職務付加報酬で構成されます。
業績連動報酬		固定報酬額の一定割合を上限額とした上で、短期および中期の目標インセンティブのバランスを考慮して、一律に以下の指標および算式によって算定するものとしております。なお、業務執行を行わない取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対しては、業績連動報酬は支給しないものとしております。 ①指標 ・営業利益達成率（A）＝（当期営業利益見通値÷当期営業利益目標値）×100% ・中期営業利益達成率（B）＝｛（前々期営業利益＋前期営業利益）÷（前々期営業利益目標値＋前期営業利益目標値）｝×100% ・ＲＯＩＣ達成率（C）＝（当期ＲＯＩＣ見通値÷当期ＲＯＩＣ目標値）×100% ②指標を選択した理由 営業利益達成率および中期営業利益達成率は、収益性の指標として設定しており、ＲＯＩＣ達成率は、資本効率性の指標として設定しております。それぞれの目標値を達成するインセンティブとなることで中長期的な企業価値向上に繋がるものと判断しております。 ③指標に関する実績 当期は、各指標に設定されている目標値をそれぞれ達成しております。 ④算式 業績連動報酬額 ＝ 業績連動報酬上限額×（A×40%＋B×30%＋C×30%）
	譲渡制限付株式付与のための報酬	取締役と株主の一層の価値共有を進めるために、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものとしております。当該報酬は、一律に業績連動報酬の内の一定割合をその支給に充てるものとしております。 業務執行を行わない取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものとしております。

（ロ）報酬割合

全体の報酬に占める固定報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式の付与のための報酬については、都度、報酬委員会において見直されるものとします。また、これらの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、総額にして年額３億円を超えないものとします。なお、2021年度の報酬については、固定報酬の20%を業績連動報酬の上限額として支給し、その業績連動報酬の50%に相当する金額を譲渡制限付株式の付与のための報酬として支給します。

2020年度報酬



2021年度報酬



（ハ）交付の時期等

当該年度における固定報酬および業績連動報酬を合算した金銭報酬については、当該年度の開始月より、月額で均等に支給するものとします。譲渡制限付株式の付与のための報酬については、当該年度の株主総会において選任または再任されることを条件として、その翌月までに支給するものとします。

③ 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項目において同じ。）の報酬については、2019年６月26日開催の当社第123期定時株主総会において年額３億円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）を限度額とすることと決議されており、取締役の報酬額には、実質的な限度額の範囲を明確にするために、執行役員兼務取締役の執行役員分報酬および使用人兼務取締役の使用人分給与を含むこととしております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は４名（うち社外取締役は１名）となります。

また、2020年６月29日開催の当社第124期定時株主総会において年額３億円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）の枠内で、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために、年額80百万円以内を限度として金銭報酬を支給することとしております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は３名（うち社外取締役は０名）となります。

監査等委員である取締役の報酬については、2019年６月26日開催の当社第123期定時株主総会において年額80百万円以内を限度額とすることと決議されております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名（うち社外取締役は２名）となります。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項目において同じ。）の個人別の報酬額は、株主総会において定められた取締役の報酬等総額の範囲内で、2020年６月29日開催の取締役会において一任された代表取締役社長である長谷川隆代が、報酬委員会の答申および当社が定める取締役等の報酬決定に関する方針、ならびに取締役へのパフォーマンスレビューによる評価結果等を考慮することを条件に決定しております。

独立社外取締役を構成員に含む任意の報酬委員会により答申がなされていること、また当社が定める取締役等の報酬決定に関する方針に従っていること、さらに業務執行を行わない取締役を中心に実施した取締役へのパフォーマンスレビューによる評価結果を、過半数が独立社外取締役で構成する任意の指名委員会にて審議がされていることから、報酬決定のプロセスには客観性および透明性が確保されており、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境および経営状況等を熟知した上で取締役の職責および能力を踏まえた評価を行う者として適任であると判断したためであります。

監査等委員である取締役の報酬は、会社法第361条第３項により、株主総会において定められた限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定されます。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

（イ）出席状況

区　分	取締役会（20回）		監査等委員会（17回）	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役（監査等委員） 戸川　　清	20	100	17	100
取締役（監査等委員） 平井　隆一	20	100	17	100
取締役（監査等委員） 坂倉　裕司	14	100	13	100

（注）監査等委員坂倉裕司は、2020年6月29日開催の当社第124期定時株主総会において新たに選任され就任していることから、就任以降に開催された取締役会および監査等委員会の回数に対して出席率を算出しております。

（ロ）発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区　分	活動内容
取締役（監査等委員） 戸川　　清	当事業年度に開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席し、監査等委員として、主に企業経営経験者としての見地から積極的に発言され、十分に監督機能を発揮しております。 また、指名委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で取締役および執行役員に対するパフォーマンスレビューならびに取締役および執行役員候補者の選定に関して取締役会へ答申しております。
取締役（監査等委員） 平井　隆一	当事業年度に開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席し、監査等委員として、主に企業経営経験者としての見地から積極的に発言され、十分に監督機能を発揮しております。 また、報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で業績連動報酬の算定基準の見直し、譲渡制限付株式報酬の適用拡大、次年度報酬額の設定に関して取締役会へ答申しております。
取締役（監査等委員） 坂倉　裕司	2020年6月29日の就任以降開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席し、監査等委員として、主に経理財務分野で培われた経験および見識から積極的に発言され、十分に監督機能を発揮しております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ＥＹ新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区　分	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	72,588千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	108,928千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第１項および第３項の同意をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査等委員の全員の同意による会計監査人の解任のほか、監査等委員会が、会計監査人の監査活動の評価手続きを実施し、その評価結果に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出する必要があると判断した場合には、当該議案の内容を決定いたします。

5 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について、取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 当社およびその子会社から成る企業集団（以下昭和電線グループという。）の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役は、昭和電線グループの企業倫理の確立、法令および定款の遵守ならびに効率的経営の確保を目的として制定した経営理念、経営方針および行動規範を記載した小冊子等を昭和電線グループの取締役、執行役員および使用人が常時携帯し継続的に活用すること等により、その周知徹底を図る。

② 取締役会は、昭和電線グループのコンプライアンスおよびリスク管理に関する責任者としてリスクマネジメント担当取締役を任命し、リスクマネジメント担当取締役は、昭和電線グループの横断的なコンプライアンス体制の整備ならびに問題点の把握および是正に努める。

③ 取締役会は、リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント担当取締役が委員長を務め、昭和電線グループのコンプライアンスに関する啓蒙・教育計画、実行計画等の決定およびコンプライアンス・ホットラインの運営その他の重要な事項を審議する。リスクマネジメント委員会は、その活動状況を定期的に取締役会に報告するとともに、コンプライアンス上の重大な懸念を認識した場合には、直ちに取締役会に報告する。

④ リスクマネジメント委員会は、昭和電線グループにおけるコンプライアンス上疑義のある行為等について、昭和電線グループの取締役、執行役員および使用人が直接通報できる手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置するとともに昭和電線グループ各社の規模や業態等に応じてこれを運営し、その状況を定期的に取締役会に報告する。

⑤ 取締役会は、昭和電線グループの内部統制に関する内部統制責任者会議を定期的に開催し、昭和電線グループ各社の関係部門と連携し、内部統制の実効性を高める施策を実施する。

⑥ 昭和電線グループは、反社会的勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

(2) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員は、その職務の執行に係る次に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書管理規程その他の社内規定に基づき、適切に保存し、管理する。

（イ）株主総会議事録およびその関連資料
（ロ）取締役会議事録およびその関連資料
（ハ）グループ経営会議議事録およびその関連資料
（ニ）その他の重要な会議の議事録およびその関連資料
（ホ）その他の取締役および執行役員の職務の執行に関する重要な文書

(3) 昭和電線グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役および執行役員は、昭和電線グループリスク管理規程に基づき、経営上の重大なリスクを低減するためのリスクマネジメントを実施する。

② リスクマネジメント担当取締役は、昭和電線グループの横断的なリスク管理体制の整備ならびに問題点の把握および是正に努める。

③ リスクマネジメント委員会は、昭和電線グループとして管理すべきリスクの識別、分析、評価および対策（是正および再評価を含む）その他の重要な事項を審議する。リスクマネジメント委員会は、その活動状況を定期的に取締役会に報告するとともに、リスク管理上の重大な懸念を認識した場合には、直ちに取締役会に報告する。

④ 取締役会は、重大なリスクが発生した場合は、昭和電線グループ緊急事態対策規程に基づき、緊急事態対策本部を設置し、対応する。

(4) 昭和電線グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会規則に基づき、定例取締役会を定期的に開催するほか、必要あるときは、適宜臨時取締役会を開催するものとする。また、昭和電線グループの経営に関する重要な事項についても、取締役会において意思決定を行うものとする。

② 取締役会は、取締役会規則、昭和電線グループ経営管理規程等に定める機関、手続き等に基づき、必要な決定を行う。

③ 取締役会は、昭和電線グループの経営の基本方針に従って中期経営計画および年度事業計画を立案し、明確な経営目標を設定するものとする。取締役および執行役員は、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会は、その実績管理および改善のための体制の整備を行う。

④ 取締役会は、定款および取締役会規則に基づき、昭和電線グループの経営に関する重要な事項の一部については、代表取締役および執行役員によって構成されるグループ経営会議の意思決定に委ねるものとする。

⑤ 取締役会は、昭和電線グループ経営管理規程に基づき、昭和電線グループ各社の経営管理を行うとともに、グループ経営会議で審議または決定された事項は適時に報告させる等、適切なモニタリング体制の整備を行う。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

① 当社は、金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性を確保するため、昭和電線グループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針を制定し、その方針に従って、内部統制に必要な体制を整備・運用し、維持する。

② 当社の内部監査部門は、財務報告に係る内部統制システムの有効性について、継続的なモニタリングを実施する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）からの独立性およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 取締役会は、監査等委員会の監査の実効性・効率性を高めるため、監査等委員会の求めにより、当社の内部監査部門に、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置するものとする。

② 取締役会は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性およびその使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定については、事前に人事担当取締役より監査等委員会に報告させるものとし、監査等委員会の承諾を得るものとする。

(7) 昭和電線グループの取締役、執行役員および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役および執行役員は、次に定める事項を監査等委員会に適宜報告するものとする。ただし、取締役会において決議され、または報告された事項は除くことができる。
（イ）経営会議において報告および承認された事項
（ロ）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
（ハ）毎月の経営状況として重要な事項
（ニ）内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
（ホ）重大な法令違反および定款違反
（ヘ）コンプライアンス・ホットラインの通報状況および内容
（ト）その他のコンプライアンスに関する重要な事項

② 使用人は、上記①の（ロ）および（ホ）に関する重要な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとする。

③ 取締役会は、昭和電線グループ内部通報制度運営規程において、コンプライアンス・ホットラインの通報窓口には常勤監査等委員１名を加えること、および通報者に対しては通報したことを理由として不利な取扱いを行ってはならないことを明らかにするものとする。

④ 当社の法務部門および内部監査部門は、監査等委員会に対して、定期的に昭和電線グループにおけるコンプライアンスおよび内部監査の状況等を報告しなければならない。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役および執行役員と監査等委員会とは、必要に応じ相互に意見・情報を交換し、また定例の連絡会議を実施することにより連携をとり、監査の実効性・効率性を高める。

② 監査等委員は、取締役会のほか、グループ経営会議、リスクマネジメント委員会が開催する会議や部会、内部統制責任者会議その他の重要な会議に出席することができる。

③ 監査等委員は、取締役の職務の執行に係る文書、社内情報システム上の情報その他の重要な情報を適宜閲覧することができる。

④ 監査等委員会は、独自に専門性の高い事項について、弁護士、会計士等に相談し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障される。

⑤ 当社は、監査等委員または監査等委員会から職務の執行に係る費用の請求を受けた場合は、これを負担するものとする。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスについて

昭和電線グループのコンプライアンスに関する啓蒙・教育計画、実行計画等については、半期ごとに開催されるリスクマネジメント委員会において決定および実行されており、リスクマネジメント委員会の活動状況等については、取締役会に報告しております。また、昭和電線グループ内部通報制度運営規程に基づきコンプライアンス・ホットラインを設置しており、通報の実績等についても、取締役会に報告しております。

(2) リスク管理について

昭和電線グループリスク管理規程に基づき、リスクマネジメント委員会において昭和電線グループのリスク管理の状況把握や管理体制の整備等について審議しており、リスク管理の状況等については、取締役会に報告しております。

(3) 子会社の経営管理について

昭和電線グループ経営管理規程に基づき、グループ経営に関する重要な事項については、グループ経営会議での審議を経た上で、取締役会において決議しております。また、昭和電線グループ事業性評価規程に基づき、事業の継続または撤退に関する基準および手続きを明確にすることで、経営資源の効率的な活用を図っております。

(4) 財務報告に係る内部統制について

当社の内部監査部門が、昭和電線グループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針に基づきグループ各社に対して監査を実施し、財務報告に係る内部統制に必要な体制の整備、運用に不備がないことを確認しております。また、監査結果については、内部統制責任者会議、監査等委員会および取締役会に対して定期的に報告されております。

(5) 取締役の職務執行について

定例および臨時を合わせて当事業年度20回の取締役会が開催されており、代表取締役および業務執行取締役は、各自の業務執行の状況について取締役会に報告しております。

(6) 監査等委員の職務執行について

監査等委員は、取締役会のほか、グループ経営会議、リスクマネジメント委員会が開催する会議、その他の重要な会議に出席しております。また、監査の実効性、効率性を高めるため、代表取締役社長との間で当事業年度６回の意見交換の場を設けております。また、執行役員との間で定例の連絡会を当事業年度３回および執行役員の所管業務に関する報告を当事業年度９回受けております。その他グループ会社の監査役等との情報共有を目的として、グループ監査役連絡会を当事業年度３回開催しております。

7 株式会社の支配に関する基本方針

当社においては、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**75,269**
現金及び預金	4,165
受取手形及び売掛金	43,859
商品及び製品	9,889
仕掛品	7,130
原材料及び貯蔵品	4,522
その他	5,716
貸倒引当金	△13
固定資産	**54,190**
有形固定資産	**39,697**
建物及び構築物	6,909
機械装置及び運搬具	5,982
工具、器具及び備品	1,145
土地	23,159
その他	2,500
無形固定資産	**1,357**
施設利用権等	1,357
投資その他の資産	**13,135**
投資有価証券	6,584
退職給付に係る資産	4,256
繰延税金資産	1,125
その他	1,303
貸倒引当金	△133
資産合計	**129,460**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**62,939**
支払手形及び買掛金	22,368
一年内償還予定の社債	60
短期借入金	24,611
未払金	9,144
未払法人税等	624
工事損失引当金	69
事業構造改善引当金	234
製品改修費用引当金	289
その他	5,536
固定負債	**18,351**
社債	150
長期借入金	11,939
繰延税金負債	114
再評価に係る繰延税金負債	4,157
退職給付に係る負債	732
その他	1,257
負債合計	**81,290**
純資産の部	
株主資本	**39,575**
資本金	**24,221**
資本剰余金	**5,700**
利益剰余金	**10,563**
自己株式	**△910**
その他の包括利益累計額	**7,993**
その他有価証券評価差額金	**637**
土地再評価差額金	**5,784**
為替換算調整勘定	**1,022**
退職給付に係る調整累計額	**548**
非支配株主持分	**600**
純資産合計	**48,169**
負債及び純資産合計	**129,460**

連結損益計算書(自 2020年4月1日　至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**161,697**
売上原価		**139,937**
売上総利益		**21,759**
販売費及び一般管理費		**14,168**
営業利益		**7,590**
営業外収益		
受取利息	103	
受取配当金	61	
持分法による投資利益	248	
為替差益	19	
貸倒引当金戻入額	269	
雇用調整助成金	211	
雑収入	217	1,129
営業外費用		
支払利息	398	
雑損失	556	954
経常利益		**7,765**
特別利益		
固定資産売却益	51	
投資有価証券売却益	24	75
特別損失		
減損損失	725	
特別退職金	291	
事業構造改善費用	93	1,110
税金等調整前当期純利益		**6,730**
法人税、住民税及び事業税	1,756	
法人税等調整額	△187	1,569
当期純利益		**5,161**
非支配株主に帰属する当期純利益		195
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,966**

連結株主資本等変動計算書(自 2020年4月1日　至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,221	5,698	6,222	△917	35,225
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△447		△447
親会社株主に帰属する当期純利益			4,966		4,966
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		1		7	9
土地再評価差額金の取崩			△177		△177
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	−	1	4,341	6	4,349
当期末残高	24,221	5,700	10,563	△910	39,575

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	555	5,581	1,003	△2,791	4,350	405	39,981
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△447
親会社株主に帰属する当期純利益							4,966
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							9
土地再評価差額金の取崩							△177
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	82	202	19	3,339	3,643	195	3,838
連結会計年度中の変動額合計	82	202	19	3,339	3,643	195	8,187
当期末残高	637	5,784	1,022	548	7,993	600	48,169

計算書類

貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**28,900**
現金及び預金	1,034
未収入金	1,681
短期貸付金	25,976
その他	207
固定資産	**44,671**
有形固定資産	**0**
工具、器具及び備品	0
無形固定資産	**164**
施設利用権	164
投資その他の資産	**44,506**
投資有価証券	401
関係会社株式	30,955
出資金	0
関係会社出資金	2,083
長期貸付金	10,677
前払年金費用	97
その他	291
資産合計	**73,572**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**29,412**
一年内償還予定の社債	60
短期借入金	20,750
未払金	360
未払費用	79
未払法人税等	13
預り金	8,102
その他	45
固定負債	**11,645**
社債	150
長期借入金	11,362
繰延税金負債	129
その他	3
負債合計	**41,058**
純資産の部	
株主資本	**32,504**
資本金	**24,221**
資本剰余金	**5,532**
その他資本剰余金	**5,532**
利益剰余金	**3,660**
利益準備金	**80**
その他利益剰余金	**3,580**
繰越利益剰余金	**3,580**
自己株式	**△910**
評価・換算差額等	**9**
その他有価証券評価差額金	**9**
純資産合計	**32,513**
負債及び純資産合計	**73,572**

損益計算書(自 2020年4月1日　至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
経営運営料収入	1,980	
関係会社受取配当金	2,391	4,372
販売費及び一般管理費		**1,858**
営業利益		**2,514**
営業外収益		
受取利息	495	
受取配当金	6	
雑収入	8	511
営業外費用		
支払利息	406	
雑損失	63	469
経常利益		**2,556**
特別利益		
投資有価証券売却益	1	1
税引前当期純利益		**2,557**
法人税、住民税及び事業税		74
法人税等調整額		△3
当期純利益		**2,485**

株主資本等変動計算書(自 2020年4月1日　至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	24,221	5,530	5,530	35	1,586	1,622	△917	30,457
当期変動額								
剰余金の配当					△447	△447		△447
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て				44	△44	–		–
当期純利益					2,485	2,485		2,485
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分		1	1				7	9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	–	1	1	44	1,993	2,038	6	2,046
当期末残高	24,221	5,532	5,532	80	3,580	3,660	△910	32,504

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△26	△26	30,431
当期変動額			
剰余金の配当			△447
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て			–
当期純利益			2,485
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	36	36	36
当期変動額合計	36	36	2,082
当期末残高	9	9	32,513

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月21日

昭和電線ホールディングス株式会社
取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**白羽龍三**㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**山本秀仁**㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、昭和電線ホールディングス株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和電線ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月21日

昭和電線ホールディングス株式会社
取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**白羽龍三**㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**山本秀仁**㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、昭和電線ホールディングス株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第125期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果について、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査部門その他の関係部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年５月21日

昭和電線ホールディングス株式会社　監査等委員会

監査等委員　**戸川　清**㊞
監査等委員　**平井隆一**㊞
監査等委員　**坂倉裕司**㊞
監査等委員（常勤）　**戸川　隆**㊞

(注)　監査等委員戸川清、平井隆一および坂倉裕司は、会社法第２条第15号および第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

メモ欄

メモ欄

メモ欄

株主総会会場ご案内図

会場

川崎日航ホテル 11階 橘の間

神奈川県川崎市川崎区日進町１番地
ＴＥＬ 044-244-5941（ホテル代表番号）

交通

Ｊ　　Ｒ	川崎駅	中央東口より徒歩１分
京　　急	京急川崎駅	中央口より徒歩５分

※　当日、駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

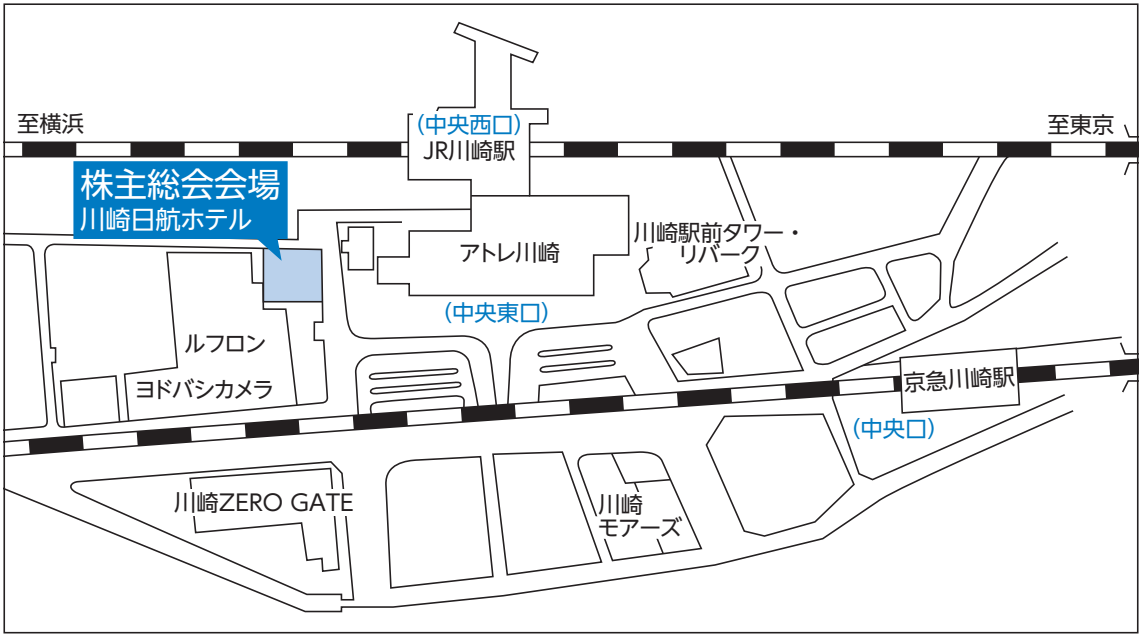

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。